

随意契約における根拠条文の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公立大学法人大阪府立大学</p>	<p>随意契約締結における決裁文書の付属書類である随意契約理由書において下記の誤りがあった。</p> <p>1 大阪府立大学羽曳野キャンパス外壁改修工事他1件コンストラクション・マネジメント業務委託について、随意契約理由から「契約事務取扱規程第15条第1項第1号」(*1)と記載すべきところ、「契約事務取扱規程第15条第2項」(*2)と誤記していた。</p> <p>(*1) 契約事務取扱規程第15条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。」</p> <p>(*2) 契約事務取扱規程第15条第2項 「前項第4号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。」</p> <p>2 大阪府立大学B13棟EVかご内電話の取り付け業務委託について、「契約事務取扱規程第16条第2項第1号」(*1)を比較見積書省略理由として記載すべきところを「契約事務取扱規程第17条第2項第1号」(*2)と誤記していた。</p> <p>(*1) 契約事務取扱規程第16条第2項第1号 「特定の者でなければ履行できないもの」</p> <p>(*2) 契約事務取扱規程第17条第2項第1号 「契約書記載事項」</p>	<p>契約事務取扱規程のどの条文に該当するかは随意契約を締結できるかどうかの重要な判断基準であり、根拠条文番号が異なれば、随意契約締結の判断を誤導するおそれもある。また、根拠条文番号に誤りがあるにもかかわらず決裁が行われたことは、理由書の検証手続にも問題がある。</p> <p>今後、随意契約理由書は正確に記載すべきであり、決裁権者は、記載内容を十分確認検討した上で決裁を行うよう適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>定例幹部会等において、契約に係る起案時には、起案者・決裁者双方が「随意契約の理由が契約事務取扱規程に根拠を有するものであり、正しい根拠条文番号に適合するものであるか」を確認する旨を周知徹底した。</p> <p>また、適切に確認できるよう、起案時には根拠条文の写しを添付することとした。</p>